

## 太陽光発電設備を設置された方へ

〈固定資産（償却資産）係からのお知らせ〉



固定資産税は、土地、家屋のほか償却資産（事業用資産）が課税されます。

遊休地や家屋の屋上スペース、屋根等に設置した太陽光発電設備（ソーラーパネル発電）は、この償却資産に該当し、個人で設置した場合も課税されるケース（下図参照）があります。

課税対象の場合、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに市まで申告が必要ですの  
で、お知らせします。

### ◆固定資産税の課税対象となるケース

	余剰買取 (発電された電力を自家消費用に充て残った電力を電力会社に売却)	全量買取 (発電された電力の全量を電力会社に売却)
個人 (住宅用)	【10kw未満】 課税対象外	<b>課税対象</b>
	【10kw以上】 <b>課税対象</b>	
個人 (事業用) 又は 法人	<b>課税対象</b>	
	※kw数問わず課税対象となります。また、事業用と住宅用の双方に利用されている場合も、割合にかかわらず全てが課税対象です。 (例)・賃貸アパートの屋根に設置し、発電した電力を入居者が利用する場合 ・自宅兼店舗で一部電力を事業に使用している場合 など	

### ◆課税対象となる償却資産（例）

- ・太陽光パネル（屋根材と一体となっている場合は除く）
- ・架台
- ・送電設備
- ・パワーコンディショナー など

※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は、“17年”です。（例外あり）

（種類：2種、細目コード：7551 その他の設備一主として金属製のもの）

◆償却資産の特例について

次の条件をすべて満たす場合、3ヵ年度、対象資産の課税標準額が3分の2になります。

【条件】

- ① 固定価格買取制度の認定を受け取得した再生可能エネルギー発電設備であること
- ② 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている発電出力が10kw以上の太陽光発電設備であること
- ③ 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得された資産であること

《提出資料》

再生可能エネルギー発電設備の認定通知書（経済産業省発行）の写し

お問い合わせ

税務課 固定資産係（償却班）

Tel.0979-22-1111 内線 256